

後日提出の書類がある場合は、提出予定日を記入してください。

【就労の場合のみ】

【祖父母の状況】

【兄弟姉妹の同時利用申請の場合のみ】

兄弟姉妹で利用を希望する場合の意向

- ①兄弟姉妹のいずれかしか利用できない場合**

 - ☐どの子どもが先の利用でも構わない。
 - ☐【児童名： 】が先の利用でないとす。
 - ☐同時に利用できるまで待機する。
 - ☐利用申請を取り下げる。

②兄弟姉妹が別々の保育施設になる場合

 - ☐別々の保育施設でもよいので希望順位の高い施設にしてほしい。
 - ☐同じ施設を利用できるまで待機する。
 - ☐利用申請を取り下げる。

兄弟姉妹で同時利用申請をする方のみ記入してください。

記入例

教育・保育給付

票

申請児童氏名1	三次 桜
申請児童氏名2	三次 春子
申請児童氏名3	

以下の事項について確認のうえ、署名してください。

- 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出が遅れた場合、決定等に反映されないことがあります。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等が取り消され、再提出を求められます。
- 適正な保育利用料及び副食費の算定及び利用調整を行うため、関係公簿を閲覧し、または調査を行うことに同意します。
- 市の関係部署及び利用が見込まれる施設に対しては、保育を行うために必要な個人情報の開示について同意します。
- 保育利用料及び副食費は民法第761条で規定する日常家事債務（夫婦が連帯して責任を負う債務）であり、両親ともに納付義務を負うことに異議ありません。
- 保育利用料及び副食費が未納となった場合、当該児童に係る児童手当は、受領に係る一切の権限を児童手当支給担当課の長へ委任し、当該児童分の未納の保育利用料及び副食費に充当することに同意します。
- 利用申請中又は利用中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに保育施設等入所担当課へ届け出てください。（婚姻・離婚等により児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、育児休業を取得する場合、退職する場合等）
- 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。
認定期間中に認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）があり、所定の期日までにそのことの届出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- 子ども・子育て支援法第20条第6項により、認定申請の受付日から30日以内に処分を行うことと規定されていますが、多数の申請に係る利用調整及び調査を行う必要があるため、30日以内に処分を行うことができません。同法の規定により処理見込期間について通知し、処分を行う期間を延期します。
- 乳幼児健診に関する状況について、担当課から情報を得ることに同意します。

既に保育所に入所している児童がいる場合は、今回申込をする児童に加えて、既に入所している児童の名前も記入してください。

保護者（児童手当受給者）が窓口に出提出に来られる場合、下記①のみの署名で結構です。
該当者が自署（自署でない場合は記名と押印）してください。

（個人情報の取り扱い）を行うために必要な個人情報を

令和8年1月10日

以上、確認（同意）します。

①

保護者（児童手当受給者）氏名

三次 太郎

印

※自署の場合、押印は不要です。

保護者（上記配偶者）氏名

三次 花子

印

※自署の場合、押印は不要です。

保護者（児童手当受給者）以外が窓口に出提出に来られる場合、委任状が必要です。
下記②委任状欄に該当者が自署（自署でない場合は記名と押印）してください。

委任状

令和8年1月10日

保護者（児童手当受給者）氏名

三次 太郎

印

※自署の場合、押印は不要です。

私（保護者）は、下記の者を代理人として、子どものための教育・保育給付支給認定申請及び保育施設等入所利用調整申込みの権限を代理人に委任します。

②

代理人氏名

三次 花子

※必ず自署してください。